

静 司 発 第 4 6 号

令和3年4月30日

法務省民事局参事官室 御中

静岡県司法書士会

会長 白井聖記



民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案に対する意見

当会は、貴室に対し、表題の中間試案（以下「中間試案」という。）に関する意見募集について、「裁判や裁判所を国民にとって身近なものに」という視座に立ち、次のとおり意見を述べる。

1 中間試案第1総論1「インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合」に対する意見

（1）意見の趣旨

甲案に賛成する。

（2）理由

中間試案の補足説明6頁(2)によれば令和元年の個人のインターネット利用率が89.8%であること、紙によるのか電子データによるのかは方法あるいは媒体の違いであること、書記官や事務官の負担の軽減、電子化された訴訟記録やAIによる解析結果を広く国民が共有することによって訴訟の迅速化・紛争の予防・ADRの活性化・その他のイノベーションが起こることを考慮し、併せてダブルスタンダードは現場の負担を増すことにつながることを考慮すれば、原則として電子情報処理組織を用いる方法にするのがよいと考え、甲案に賛成する。

(3) 補足意見または要望

甲案本文ただし書の「電子情報処理組織を用いてすることができないやむを得ない事情」について緩やかに解釈することや(注1)の段階的な実現等、急激な変化に対する緩和措置を充分手当すべきだと考える。

また、事件管理システムやインターネット回線の不具合によって電子情報処理組織を用いる方法によることができない事態が考えられるので、書面申立について補正の機会を与える措置を明文化すべきだと考える。

- 2 中間試案第1総論2「インターネットを用いて裁判所のシステムにアップロードすることができる電磁的記録に係るファイル形式」に対する意見
(1)および(2)について、賛成する。

3 中間試案第1総論3「訴訟記録の電子化」に対する意見

(1) 意見の趣旨

- (1)および(2)アについて、賛成する。
(2)イおよび(注2)について、反対する。

(2) 理由

(2)イについて、判決が確定するなど当該事件が終了するまで間、書面を保管すべきである。書面申立をした者の中には、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものを確認することのできない者がいると考える。そもそもこの試案は、書面とファイルに記録されたものが異なる場合が生じ得ることを想定している。すなわち、当事者が各自異なる内容のものを見て主張立証したり、裁判所が当事者の見ているものと異なるものを見て事実認定したりするおそれがあるということである。このような事態は、民事訴訟の適正さを根底から揺るがすものであり、コストがかかったとしても、慎重な手立てを採用すべきである。

4 中間試案第2「訴えの提起、準備書面の提出」に対する意見

(1) 意見の趣旨

本文部分について、賛成する。

(注1)の本人確認について、司法書士が書面作成した場合には、当該司法書士が電子署名すれば足りることにすべきである。

(注2)の濫用的な訴え提起を防止する方策としてデポジットを支払わせることについて、反対する。

(2) 理由

(注1)について、国民にとって経済的・労務的に負担が少なく、訴訟等を利用しやすい規律を採用すべきである。

(注2)について、統計上濫用的な訴えの提起が裁判所の事務を停滞させるほどの件数に及んでいる事実があるとは思われず、国民の裁判を受ける権利を考慮すれば、このような規律が必要であるとは考えにくい。

5 中間試案第3送達1「システム送達」に対する意見

(1) 意見の趣旨

(1)ないし(3)について、賛成する。

(4)について、反対する。

(注2)について、裁判所が印刷し、この印刷にかかる費用は当事者負担とすべきではない。

(2) 理由

S P A Mメールなどが大量に流通し、多くの国民がS P A Mメールを含む大量の電子メールを受信している現状、そのような現状が原因でプロバイダとの契約等によりセキュリティ措置（一定の電子メールの受信を自動的に拒絶する措置）を採用することができる場所、当該措置の内容がプロバイダや機器、ソフト、アプリ等によって均一とはいえないことを考慮すると、(注3)の検討事

項とセットで(4)の規律は考えるべきである。

6 中間試案第3送達2「公示送達」に対する意見

(1) 意見の趣旨

(1)および(2)について、賛成する。

(2) 補足意見

公示する内容は、現状(次のとおり)と同じでよいと考える。

- ア 書記官が送達すべき書類を保管していること
- イ いつでも送達を受けるべき者に交付すべきこと
- ウ 事件名
- エ 原告の氏名
- オ 被告の氏名
- カ 送達すべき書類の一覧

7 中間試案第4送付1「当事者の相手方に対する直接の送付」に対する意見

(1) 意見の趣旨

柱書から(1)までは賛成する。

(2)については、試案の文言だけであれば反対する。

(2) 理由

(2)について、試案の文言を拡大解釈しても、(補足説明)に記載されている趣旨を読み取ることが困難である。現行のFAX直送のほか、電子メール直送を認めるべきである。

8 中間試案第4送付2「裁判所の当事者等に対する送付」に対する意見

(1) 意見の趣旨

柱書から(1)までは賛成する。

(2)については、試案の文言だけであれば反対する。

(2) 理由

(2)について、試案の文言を拡大解釈しても、(補足説明)に記載されている趣旨を読み取ることが困難である。また、現行のFAX送付のほか、電子メール送付を認めるべきである。

9 中間試案第4送付3「相手方が在廷していない口頭弁論において主張することができる事実」に対する意見

賛成する。

10 中間試案第5口頭弁論1「ウェブ会議等を用いて行う口頭弁論の期日における手続」に対する意見

(1) 意見の趣旨

「相当と認めるとき」という部分について反対し、その余は賛成する。

(2) 理由

口頭弁論の期日を、ウェブ会議等を用いて開催することを認めることについては賛成する。

しかし、法廷に現実に出頭して行うことを原則とし、裁判所が相当と認める場合に限ってウェブ会議等を用いて行う、という規律については反対する。

むしろ、ウェブ会議等と現実の出頭はそれぞれ対等な開催方法とし、そのいずれによるのかについては専ら当事者の選択に委ね、当事者の意見が調わない場合や訴訟信義則に反するような場合に限って裁判所の意思を介入させる規律とすべきである。

(3) 補足意見

なお、(注)のウェブ会議等を用いて手続に関与しようとする当事者に対する不当な影響の排除に関する規律について、次のとおり場合分けして意見を述べる。

まず、第1に、当事者に代理人が付いている場合には、当該当事者は当該代理人の事務所においてウェブ会議等を用いて手続に関与すればよいと考える。

第2に、当事者に代理人が付いていない場合であって、当該当事者がウェブ会議等を用いて手続に関与しようとする場合には、当該当事者が裁判所指定の利害関係のない司法書士事務所または司法書士会の施設に来所し、同所に備え置かれた映像や音声を送受信するための装置を用いて手続に関与すればよいと考える。

11 中間試案第5口頭弁論2「無断での写真の撮影等の禁止」に対する意見

(1) 意見の趣旨

賛成する。

(2) 補足意見

罰則等の不利益・制裁を課す規律をすることによって当事者をコントロールすることだけでなく、究極的には「いたちごっこ」になることは否めないが、可能な限り写真の撮影等ができない技術的な措置も講じるべきである。

12 中間試案第5口頭弁論3「口頭弁論の公開に関する規律の維持」に対する意見

(1) 意見の趣旨

反対する。

(2) 理由および意見

当事者双方が承諾した場合であって、裁判所が相当と認めるときは、インターネット中継等により口頭弁論を公開することができる規律を設けるべきである。

裁判の公開は、裁判の公正を確保し、裁判に対する国民の信頼を得るための手立てとして、私たちが歴史上獲得した叡智に基づいたものである。インターネット中継等による公開は、その考えはもちろん、我が国の国民の民主主義の理念の深化や紛争予防に関するイノベーションの礎になると考える。

13 中間試案第5口頭弁論4「準備書面等の提出の促し」に対する意見

(1) 意見の趣旨

試案の本文とあわせて、(注)の後段の考え方の規律をすることに賛成する。

(2) 理由

(注)の後段、「裁判所がその提出を命ずることができるものとする考え方及び正当な理由なくその命令に違反した場合に、法第157条の2(注：審理の計画が定められている場合の攻撃防御方法の却下)と同様の制裁を設ける」という考え方に賛成する。また、現行法の適時提出主義(注：法第156条)を徹底すべきだと考える。

14 中間試案第6「新たな訴訟手続き」に対する意見

(1) 意見の趣旨

甲・乙・丙の各案のいずれについても反対はしない。

(2) 理由および意見

甲案・乙案の新たな訴訟手続きを規律することに反対はしない。しかし、これらの規律を設ける最大の動機・理由である迅速な手続きの実現について、現行法の少額訴訟の実際の手続を考慮しても、その効果に疑問を感じる。

電子化された訴訟記録をオープンデータとし、民間がそれをAIによって解

析するなどして、紛争解決の基準や心証形成に足る立証の程度などを社会全体で広く共有しつつ、ADRの合意に執行力を付与したり、民事調停と同様の権能を開放したりすることによって、専門家裁判官が訴訟により判断すべき事件を減らしてはいかかがか。

15 中間試案第7争点整理手続等1「弁論準備手続」、2「書面による準備手続」、3「準備的口頭弁論」、4「争点整理手続きの在り方」に対する意見

(1) 意見の趣旨

4「争点整理手続きの在り方」の【甲案】に賛成する。

(2) 補足意見

現実には和解の協議をするために弁論準備手続きが利用されているケースが多いように感じる。その感想が的を射たものであり、ウェブ会議等により口頭弁論を行うことができるようになれば、そのような理由でわざわざ弁論準備手続きに付す必要はなくなると思料する。

したがって、争点整理手続については、法が本来予定している目的の利用がIT化とともに促進されることを期待している。

16 中間試案第7争点整理手続等5「進行協議」に対する意見

(1) 意見の趣旨

賛成する。

(2) 補足意見

現行の規則では、この進行協議の期日が「事件の内容にわたる審理ないしその準備をする期日ではない」ことから和解することは認められていないが、この際、和解することを認めてもよいと考える。

17 中間試案第7争点整理手続等6「審尋」に対する意見

賛成する。

18 中間試案第7争点整理手続等7「専門委員制度」に対する意見

(1) 意見の趣旨

賛成する。

(2) 補足意見

試案に賛成するが、そもそも専門委員の制度の利用が活発化していないと感じられることから、以下の提案をする。

社会の様々な事象について専門分化が進む中、法のスペシャリストであり、社会事象全般のジェネラリストでもある裁判官を補佐する、ある特定の社会事象についてのスペシャリストを民事訴訟に積極的に活用することは、裁判官の負担の軽減、専門分野における特殊な条理にかなった迅速な解決の促進ばかりでなく、裁判制度を国民全体で共有することにもつながると思料する。ところが、当事者が専門委員の報酬を負担することが難しいため、利用がはばかられる現実がある。現状では、いったん民事調停に付し、当該事件の専門家を調停委員に選任するケースもしばしば見受けられる。これでは、よほど大規模な事件でない限り、専門委員を活用することができないのではないか。

そこで、専門委員の報酬を、当事者負担ではなく、広く国民が負担する制度に移行することを提案する。

19 中間試案第8書証1「電磁的記録についての書証に準じる証拠調べの手続」に対する意見

賛成する。

20 中間試案第8書証2「電磁的記録についての書証に準じる証拠調べの申出

としての提出」に対する意見

(1) 意見の趣旨

賛成する。

(2) 補足意見

心配な点として、防犯カメラの映像、ドライブレコーダーの映像など、いわゆる動画の提出方法について、編集していないことを担保確保するための手立てのイメージできず、心配である。

21 中間試案第8書証3「インターネットを用いてする電磁的記録の提出命令に基づく提出及び送付嘱託に基づく送付」に対する意見

賛成する。

22 中間試案第8書証4「インターネットを用いてする証拠となるべきものの事前の準備としての写しの提出」に対する意見

賛成する。

23 中間試案第9証人尋問等1「証人尋問等」に対する意見

(1) 意見の趣旨

いずれも賛成する。

(2) 補足意見

(2)イの場所として、「第5 口頭弁論 1 ウェブ会議等を用いて行う口頭弁論の期日における手続」に対する提案と同様、要件を具備した司法書士事務所または司法書士会の施設を活用することを提案する。

24 中間試案第9証人尋問等2「通訳人」に対する意見

(1) 意見の趣旨

反対しない。

(2) 意見

今後、我が国において、日本語を母国語としない者の人口が増加することが予想される。こうした日本語を母国語としない者の裁判を受ける権利を積極的に確保・支援することは、我が国にとって喫緊かつ有益な課題だと思料する。

そこで、国内に一定数以上の使用人口のある言語については、自動通訳および自動翻訳システムを構築すべきだと考える。たとえば国立大学法人東京外国語大学と協力すれば、かなり広範な言語、文語と口語、法定用語等の専門用語にも対応することが可能だと考える。

また、口頭弁論に限定せず、裁判所の受付、ホームページ、その他さまざまな場面で活用することのできる自動通訳・翻訳システムを構築し、弁護士・司法書士が相談を受ける際にも活用することができるようにしてはどうか。

25 中間試案第9証人尋問等3「参考人等の審尋」に対する意見

賛成する。

26 中間試案第10その他の証拠調べ手続1「鑑定」に対する意見

(注)を含めて賛成する。

27 中間試案第10その他の証拠調べ手続2「検証」に対する意見

賛成する。

28 中間試案第10その他の証拠調べ手続3「裁判外における証拠調べ」に対す

る意見
賛成する。

29 中間試案第1-1 訴訟の終了1 「判決」に対する意見

(1) 意見の趣旨

賛成する。

(2) 補足意見

執行手続きにおける手立てについて言及願いたい。

30 中間試案第1-1 訴訟の終了2 「和解」に対する意見

(1) 意見の趣旨

(1)および(2)について賛成する。

(3)については、甲案に賛成する。

(注5)については、反対する。

(2) 理由および意見

(3)甲案について、民事調停法17条と同じような利用を想定している。

(注5)については、対象事件を限定する合理的な理由はないと考える。

31 中間試案第1-2 訴訟記録の閲覧等1 「裁判所に設置された端末による訴訟記録の閲覧等」に対する意見

(1) 意見の趣旨

本文について賛成する。

(注4)については、現行の閲覧と同じ考えでよく、それとは別に端末使用料を徴収することについては反対する。

(2) 理由

(注4)については、現行の閲覧と同じ考えでよいと思料する。

32 中間試案第12訴訟記録の閲覧等2「裁判所外の端末による訴訟記録の閲覧及び複製」に対する意見

(1) 意見の趣旨

(1)および(2)について賛成する。

(3)については、後掲理由中に示した条件を付して、甲案に賛成する。

(4)について賛成する。

(2) 理由および意見

「当事者、関係者について匿名加工化すること、公開禁止の範囲や要件についてさらに議論すること」を条件として、甲案に賛成する。

訴訟記録をオープンデータにすることで、国民の裁判への意識や親近感が今以上に高まり、裁判の内外において様々な革命的事象が起きることが期待、すなわちイノベーションが起きると考える。たとえば、司法書士が関わるADRが紛争解決機関として現状以上の信頼を得る土壌となり得る。

33 中間試案第12訴訟記録の閲覧等3「インターネットを用いてする訴訟記録の閲覧等の請求」に対する意見

賛成する。

34 中間試案第12訴訟記録の閲覧等4「閲覧等の制限の決定に伴う当事者の義務」に対する意見

(注1) および(注2)を含めて、試案について賛成する。

35 中間試案第13「土地管轄」に対する意見

(1) 意見の趣旨

賛成するが、併せて次のとおり提案する。

ア 消費者紛争について土地管轄の特則を設けるべきである。

イ 既存の法廷とは別に、地裁および簡裁にIT法廷を作り、当該IT法廷については土地管轄に拘束されないこととしてはどうか。

(2) 理由

インターネット通信販売など、地域に限定なく営業を行っている事業者を相手方として債務不存在確認訴訟を起こす場合など、土地管轄が相手方の住所を管轄する裁判所になることがある。このような場合、事業者の利益と個々の消費者の利益とのせめぎあいとなるが、消費者の利益を重視するのが我が国の基本的な立場であろう（福田首相発言など参照。）。したがって、消費者契約法所定の消費者契約および特定商取引法所定の特定商取引その他消費者法が適用される取引に関する紛争の場合には、消費者の住所地に土地管轄を認める規律を設けるべきである。

また、これまでの議論は、既存の法廷にITを導入するものであったが、それと併せて、オンラインの申立て、ウェブ会議等による弁論のみを採用するIT法廷を設置し、その法廷については当事者が国内・国外のどの地域にいても訴えを提起できることとしてはどうか。

36 中間試案第14「上訴、再審、手形・小切手訴訟」に対する意見

賛成する。

37 中間試案第15「簡易裁判所の手続」に対する意見

(1) 意見の趣旨

地裁と同様・同時にIT化することに賛成し、引き続き検討することに反対する。

(2) 理由および意見

地裁と同時にIT化すべきである。

現場の書記官、事務官の負担を考え、また、併せて弁護士・司法書士の負担も考えれば、手続きのダブルスタンダードは避け、第1審の裁判所は地裁であろうが簡裁であろうが、いずれも同時にIT化すべきである。

なお、刑事裁判だけでなく、民事裁判こそ国民が参加し、その意見を反映させられる法廷を創設してはどうか。手始めに簡易裁判所で調停委員会法廷なんか導入してみてもいいだろうか？

38 中間試案第16手数料の電子納付1「インターネットを用いてする申立てがされた場合における手数料等の電子納付への一本化」に対する意見
賛成する。

39 中間試案第16手数料の電子納付2「郵便費用の手数料への一本化」に対する意見

(1) 意見の趣旨

賛成する。

(2) 補足意見

書面を送付しなければならない場合、郵便の業務を行う者（日本郵便株式会社）、一般信書便事業者と十分協議し、裁判所書記官および事務官の負担が最も軽減される方法を採用あるいは創造することを希望する。

40 中間試案第16手数料の電子納付3「書面による申立てが許容される場合における手数料等の納付方法」に対する意見

賛成する。

41 中間試案第16 手数料の電子納付4 「民事裁判手続きのIT化に伴う訴訟費用の範囲の整理等」に対する意見

(1) 意見の趣旨

(1)および(2)については甲案に賛成する。

(3)について賛成する。

(2) 理由

当会は、「第1 総論 1 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合」について甲案に賛成し、また、「第5 口頭弁論 1 ウェブ会議等を用いて行う口頭弁論の期日における手続」について、ウェブ会議等を用いて開催することを現実に出頭して開催することと対等な開催方法とすべきとの意見を述べている。したがって、この試案については、(1)および(2)についてそれぞれ甲案に賛成する。

42 中間試案第17 「IT化に伴う書記官事務の見直し」に対する意見

(注)に列挙された例示された行為について書記官の権限とすることに賛成する。

43 中間試案第18 「障がい者に対する手続上の配慮」に対する意見

(1) 意見の趣旨

賛成する。

(2) 理由

障がい者に対する配慮と併せて、日本語を母国語としない者に対する配慮を検討すべきである。

自動通訳および自動翻訳のシステムを構築することにより、日本語を母国語としない者の裁判を受ける権利に対する手立てを充実化するとともに、事件当事者、裁判官、書記官、事務官の負担の軽減につながるものと思料する。

以上